

## 第1章 公共施設等総合管理計画について

### 1 計画策定の背景と目的

国においては、公共施設等の老朽化対策に関する取組みとして、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

羽村市ではこれまで、多様化する市民ニーズに対応するため、多くの公共施設等を整備し、市民が安全で快適に利用できるよう維持管理に努めてきました。

この中で建築物については、その多くが建築から20年を経過しており、一般的には建築から30年以上で急激に劣化が進行するといわれる中、10年後の平成36年度には、建築後30年以上の建築物の割合は約75%に達することが見込まれ、これらの建築物の更新、大規模改修及び整理統合を検討する時期を迎えています。

土地については、約85万㎡の土地を活用し行政サービスを提供しており、このうち約30%は、使用貸借契約や賃貸借契約等により活用している状況にあるため、安定した土地活用を図る観点から、これらの借地の対応について検討する必要があります。

インフラ施設については、昭和37年の首都圏整備法による市街地開発区域の指定を受け、土地区画整理事業を基軸とした都市基盤整備を進め、昭和40年代から昭和50年代にかけて多くのインフラ施設を整備してきたことから、今後順次、耐用年数の時期を迎えることとなり、厳しい財政状況の下、老朽化に対する適切な対応が課題となってきています。

また、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う人口動態の変化や、市民ニーズの多様化などにより、今後、公共施設等のあり方に変化が生じることが考えられ、行政サービスの水準を維持・向上しつつ、更新費用の軽減を図るための年次計画を策定し、適切に対応していく必要があります。

羽村市においては、平成26年度に、あらためて公共施設等の現状を把握するとともに、今後の基本的な考え方等を検討し、羽村市公共施設等総合管理計画中間報告書として取りまとめる過程において、住民1人あたりの建築物面積が大きいこと、住民1人あたりの維持補修費が低く抑えられていること、借地の割合が高いこと、道路延長が長いことなどの羽村市ならではの特徴が見えてきました。

これらの状況を踏まえたうえで、国の「インフラ長寿命化基本計画」の内容をはじめ、羽村市ならではの課題を洗い出し、今後30年間の取組みの指針とする、「羽村市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）」を策定いたしました。

今後も引き続き、長年にわたり築かれた財産を末永く有効活用する視点に立ち、公共施設等の長寿命化を図るとともに、行政需要の変化に応じた適時適切な公共施設等の更新、大規模改修及び整理統合の手法により、財政負担の軽減と平準化を図ることで、将来に渡って安定的かつ時代の求めに応じた行政サービスの提供を目指してまいります。

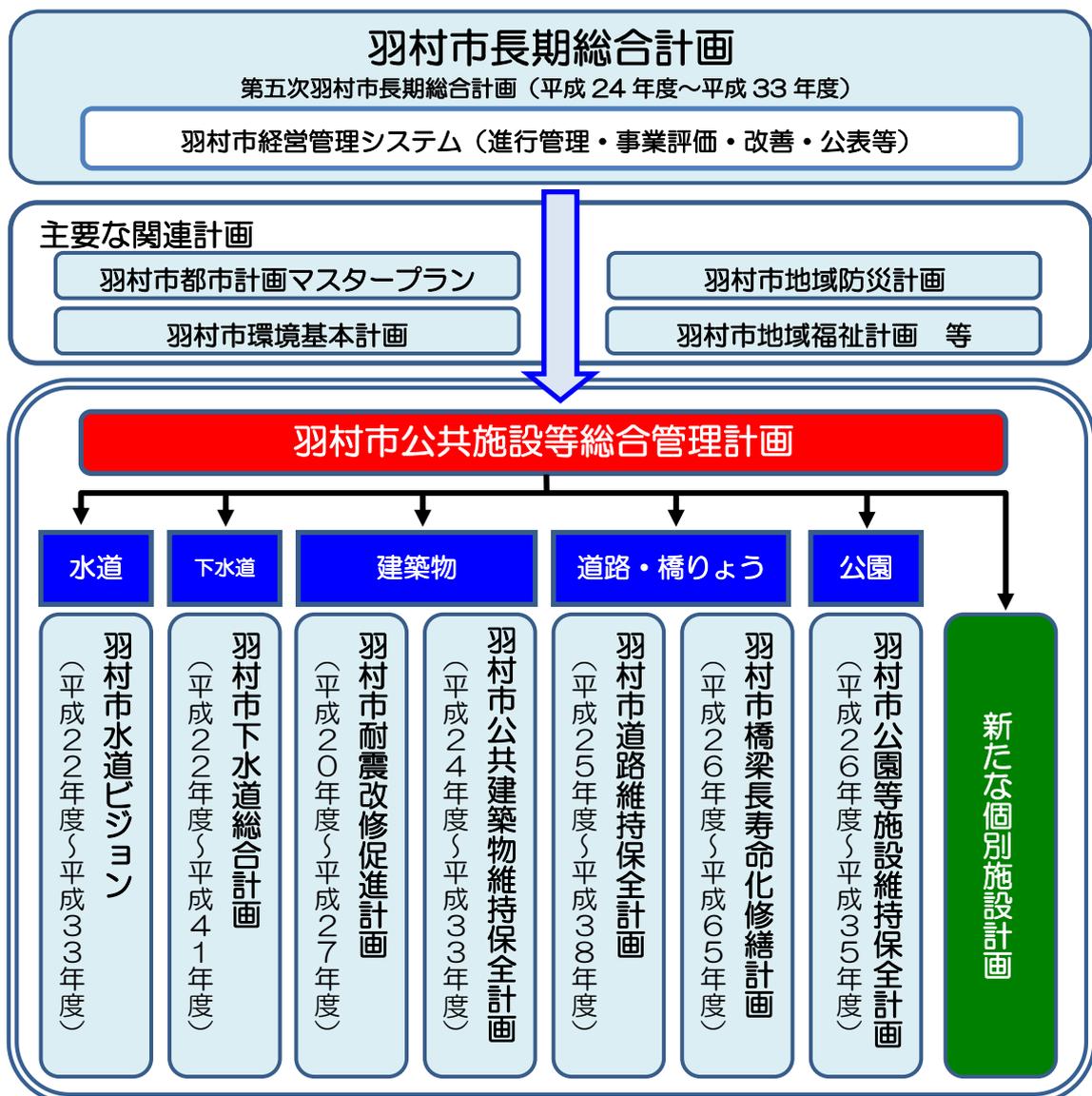
## 2 計画の位置づけ

これまでの羽村市における公共施設等の維持保全に関する取組みは、個別に維持保全計画等を策定し、効率的かつ効果的な維持管理を行ってきました。

しかし、個別の維持保全計画等では、将来的な税収の変化に伴う維持管理・大規模改修・更新にかかる羽村市全体の費用を導きだすことが困難であることから、この計画は第五次羽村市長期総合計画の分野別計画として、羽村市が行政運営に活用している全ての公共施設等の管理に関する取組みを盛り込んだ計画に位置づけます。

計画の策定後は、適時、個別の維持保全計画等について、この計画に掲げる基本的な方針を踏まえた実施計画として見直し、具体的な取組みを定めるとともに、今後、社会的要請による新たな公共施設等の整備の必要性が生じた場合についても、同様に対応していきます。

また、この計画は、全ての公共施設等の全体的な方向性を示したものであり、個々の施設の具体的な取組みについては、引き続き公共施設等を活用されている、市民、団体、事業者の意見聴取に努めながら、この計画に掲げる基本的な方針に沿って、総合的な観点から検討していきます。

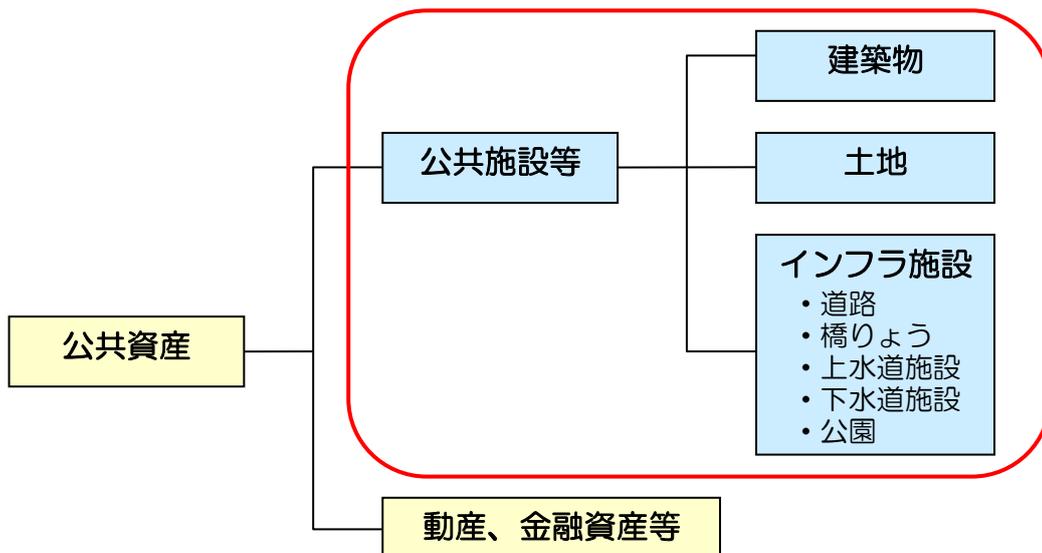


### 3 計画の対象範囲

計画では、羽村市が保有する公共資産のうち、動産、金融資産等を除く、全ての建築物、土地及びインフラ施設を対象とします。(赤枠内)

地方財政をマネジメントするための国の統一的な基準による地方公会計制度については計画の対象外となりますが、今後、減価償却累計額などの新たな項目を追加した固定資産台帳の整備を進めることで、地方財政と公共施設等の相互のマネジメントが補完し合う仕組みを構築していきます。

■公共施設等の対象範囲



※国・東京都及び一部事務組合が所有する公共施設などは対象外とします。

### 4 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から平成 57 年度までの 30 年とします。

また、将来人口推計や財政状況の見通し等の変化に対応するため、おおむね 10 年ごとに計画の見直しを行います。

なお、個別の維持保全計画（個別施設計画）等については、おおむね 5 年ごとに見直しを行います。

**計画期間：平成 28 年度から平成 57 年度までの 30 年**

※計画はおおむね 10 年ごと、維持保全計画はおおむね 5 年ごとに見直し

## 第2章 羽村市の概要

### 1 概要

羽村市は、都心部から西へ約 45 km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置し、その広さは、東西に 4.23 km、南北に 3.27 km、行政区域 9.90 km<sup>2</sup>となっており、行政区域は多摩地域 26 市中 3 番目に小さい市となっています。

なお、行政区域の一部 (0.417 km<sup>2</sup>) を横田基地が占めています。



### 2 沿革

江戸時代の初め、承応 2 年 (1653 年) に江戸市中までの重要な水資源である玉川上水が開削され、羽村に取水所 (羽村堰) が設けられたことから、江戸の生活を支える重要な地となりました。

その後、明治 22 年に市制町村制が施行され、当時の羽村、五ノ神村、川崎村が合併し、現在の羽村市の前身である「西多摩村」が誕生、明治 26 年には神奈川県から東京府 (現東京都) に移管されました。

戦後は、人々の生活や産業の様子が一変し、人口も増加する中で、昭和 31 年の町制施行により「羽村町」が誕生したころから、都市化の傾向が徐々に現れ始めました。

昭和 37 年には、首都圏整備法による市街地開発区域の指定を受け、土地区画整理事業を基軸とした都市基盤整備を進めるとともに、工場立地を促進し、「職住近接」の近代都市として発展の礎を築きました。

平成 3 年の市制施行により、現在の「羽村市」が誕生し、平成 23 年には、市制施行 20 周年を迎え、現在に至っています。

### 3 地理的特性

羽村市が位置する武蔵野台地は、多摩川が形成した扇状地形であり、川を挟んで北東側には幾段もの河岸段丘が発達しています。

段丘をつなぐ崖線は、「ハケ」と呼ばれ、緑地帯を形成するとともに、坂道の多い羽村市の地形の特徴となっています。

多摩川の南西側は、草花丘陵が広がり、浅間山山頂にある羽村神社付近は、市の最高地点で標高 220m となっています。

市街地では、小作台西付近の標高 171m 地点から、南東方向に向かって低くなり、最南端の下河原では 118m となり約 50m の高低差が生じています。